

業務委託仕様書

街路樹点検調査業務委託

令和 8 年（2026 年）

豊中市 都市基盤部 基盤保全課

第1章 総 則

1. 本仕様書は、「街路樹点検調査業務委託」に適用するものであって、予め本仕様書及び設計書の内容を熟知し、現地踏査を十分に行い、委託箇所を把握した後、業務を実施すること。
2. 受注者は着手前に工程表を作成し、「業務実施計画書」(1部)を本市に提出して承認を受け、これに準拠して業務を推進し、期限内に作業を完成させること。
3. 本業務完了後、成果品が受注者側の錯誤、若しくはその他の理由で不完全であった場合は、修正を命ずることがある。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。
4. 受注者は、本業務を一括して他に委託または請負してはならない。
5. 本業務は本仕様書に基づいて、監督職員の指示に従い、誠意をもって図書の作成に従事すること。
6. 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と打合せを行い、その結果については「打合せ記録簿」に明記しなければならない。
7. 貸与図書の保管、その他一切の責任は受注者が負い、万一紛失または破損等の事態が生じた場合は、本市の要求する方法で賠償するか、修理を行い返却すること。
8. 本仕様書に明記していないものであっても、本業務完成上、必要なものは監督職員と協議し、受注者において実施しなければならない。
9. 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに訂正の上、再度納品すること。
10. 本業務実施中に知り得た秘密は、発注者の承認を得ずに他に公表してはならない。
11. 本業務の実施にあたり、発注者が交付する身分証明書を常時各調査員に携帯させなければならない。
12. 本業務実施中に生じた諸事故に対してその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、受注者においてその一切を処理するものとする。

13. 本業務の実施に際し、緊急対応が必要と判断される箇所が確認された場合は、速やかに監督
14. 職員へ報告すること。
15. 本仕様書に明記されていない事項については、豊中市都市基盤部基盤整備課発行の『道路測量設計業務の進め方及び成果品作成業務【補助資料】』（以下：市補助資料）及び大阪府都市整備部発行の『測量、調査及び設計業務等委託必携』（以下：府必携）に準ずるものとし、監督職員と確認を取りながら、業務を実施すること。また市補助資料内部の土木部道路建設課や都市基盤部道路センター道路建設課と記載があるものについては、都市基盤部基盤保全課と読み換えて作成すること。
16. 不当介入に対する報告・届出等について
- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。
17. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について
- 豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は、提出すること。
- 元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については、事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については、契約書提出時に、契約検査課へ提出すること。
- 下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。
- （市ホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照）

第2章 業務内容

1. 業務目的

本業務は、市が管理する街路樹について点検調査を実施し、樹木の健全性や倒木・落枝等の危険性を把握するとともに、必要な維持管理及び対策の検討に必要な基礎資料を作成し、道路利用者の安全確保及び円滑な街路樹管理に資することを目的とする。

2. 業務概要

本業務は「令和3年度 街路樹診断等マニュアル（東京都）」を参考に、不健全木の判定に用いる診断項目（後述）により、街路樹を診断・評価する。また、基礎情報の収集は、街路樹の有無・種名・樹高・幹周について計測し、得られた調査結果については、GIS 及び既存街路樹台帳のデータ更新を行うとともに、データベースを作成するものとする。

3. 業務の実施期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

4. 調査対象区域及び樹木

○調査対象区域：豊中市 市内一円

○調査対象路線：416 路線

○調査対象樹種：133 種／12,252 本（既存台帳による）

5. 業務内容

5.1 計画準備

関係資料を収集し、業務工程・作業体制・調査方法・安全管理等を記載した業務計画書を作成し、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行うものとする。

5.2 街路樹点検調査

(1) 調査対象

街路樹点検調査は、樹木ごとに不健全木の判定に用いる欠陥等の項目を診断することにより行う。調査対象は全数とするが、目視調査で明らかに健全な樹木については、種名、樹高及び幹周の計測のみを実施するものとする。それ以外の不健全木（想定 600～700 本程度）については、(3)に示す調査方法により調査を行うものとする。

(2) 調査における留意事項

調査にあたっては、街路樹台帳と現地状況との整合を確認しながら実施するものとし、台帳の記載内容と現地状況に相違があるなど疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員の立会いのもと現地確認及び判断を行うものとする。

また、調査時に樹木管理番号を刻印したアルミプレートが設置されていない樹木を確認した場合は、新たな管理番号のアルミプレートをガンタッカー等により設置し、その管理番号を街路樹台帳に記録するものとする。なお、本業務においてアルミプレート 10,000 枚（番号 14800～24799）の製作を行います。

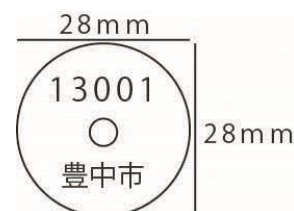


図 アルミプレート様式

(3) 調査方法

診断を行う欠陥等の項目は、次の 7 つとする。

- ① 樹勢（悪い・枯死のみ判別）
- ② 樹冠傾斜（有（安全）・有（危険）のみ判別）
- ③ 枯枝（有（緊急性なし）・有（緊急性あり）のみ判定）
- ④ 開口空洞（有（芯達 1/3 以上被害進行分は 50%以上腐朽のみ判定）
- ⑤ 分岐部・付根の異常（有（亀裂・入り皮が大きい又は腐朽・開口空洞ありのみ判定）
- ⑥ 根元の揺らぎ（有（揺れが大きい）のみ判定）
- ⑦ 特記事項（子実体・鋼棒貫入異常・亀裂等複合的に危険性が認められる場合に記載）

診断にあたっては、樹高計、巻尺、木槌、鋼棒、双眼鏡等を用いて行い、緊急を要する伐採・切除・剪定を行う樹木については、全景及び欠陥等の写真を撮影する。

診断に合わせて、樹木情報として種名（確認）・樹高・幹周を計測する。

得られた欠陥等の項目から評価（緊急を要する伐採・切除・剪定の判定）を行い、その理由を示す。なお、欠陥等の項目は、基本的には上記の 7 項目とするが、必要に応じて監督職員と協議を行い決定する。診断項目の判定基準等は「令和 3 年度街路樹診断等マニュアル（東京都）」を参考とする。

5.3 結果整理

(1) 診断結果整理

診断結果を入力し、結果一覧表を作成する。

緊急を要する伐採・切除・剪定の判定（評価）を行った街路樹については、全景写真及び判定根拠となる欠陥等の写真を整理した写真集を作成する。

(2) 街路樹台帳のデータ更新及びデータベース作成

樹木情報結果を、本市が管理する街路樹台帳と照合し、該当樹木ごとに種名、樹高、幹周のデータを更新する。さらに街路樹台帳に診断結果（欠陥等の項目の情報）を取り込み（追加し）、全ての情報が網羅されたデータベース（Excel）として作成する。

(3) GIS データ更新

貸与する GIS データに、予備調査で得られた小分類（落葉高木/常緑高木等）・樹種名・樹高・幹周等の各データの更新・追加を行う。

5.4 報告書作成

成果として、調査方法等を示した内容に加え、緊急を要する伐採・切除・剪定が必要な街路樹、外観診断が必要な本数、幹周 60cm 以上の街路樹本数、診断実施上の問題点及び今後の樹木診断等における提案等について報告書として取りまとめる。

5.5 打合せ協議

業務着手時、中間時、報告書作成時及び必要に応じて、打合せ協議を行うものとする。

6. 成果品

成果品は次の通りとし、一式を 1 部提出する。

電子データのファイル形式は「シェイプ形式 (GIS)」、「CAD 形式 (DWG 及び PDF)」、「イラストレータ形式 (Adobe)」、「docx、xlsx、pptx」等の一般汎用データ形式とし、これら電子データがすべて本市にて処理及び加工、修正が可能な状態で納品する。

成果品

- ・ 報告書 (A4 版)
- ・ 緊急を要する伐採・切除・剪定の樹木写真
- ・ 打合せ記録簿
- ・ その他監督職員が指示するもの
- ・ 電子データ (CD-R 等)